

さぬき市事業継続応援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により大きな影響を受けた市内の事業者等に対し、事業の継続を支援することを目的として実施する事業継続応援金支給事業（以下「応援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業継続応援金)

第2条 市長は、この要綱に定めるところにより、事業継続応援金を支給する。

(支給対象者)

第3条 事業継続応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 第6条の規定による申請（以下「支給申請」という。）の日において市内に有する事業所又は店舗（いずれも同日において現に事業活動を行っているものに限る。以下「事業所等」という。）について香川県営業継続応援金（第3次）支給要綱（令和3年10月27日施行）に定める営業継続応援金（第3次）（以下「第3次県応援金」という。）の支給を受けた者

(2) 前号に該当する者を除き、この要綱の施行の日以前から支給申請の日まで継続して市内に住所を有し、同日において香川県内に有する事業所等について第3次県応援金の支給を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者は、支給対象者としな

(支給額等)

第4条 事業継続応援金の額は、支給対象者が支給を受けた第3次県応援金の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。この場合において、この項前段の第3次県応援金の額は、支給対象者が香川県内に有する全ての事業所及び店舗について支給を受けた第3次県応援金の総額とする。

2 事業継続応援金の支給は、一の支給対象者につき1回限りとする。

(申請期間)

第5条 支給申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年11月19日から令和4年2月18日までの期間とする。

(支給の申請)

第6条 事業継続応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期間内に、事業継続応援金申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」

という。)に第3次県応援金の支給決定通知書の写し、誓約書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者は、紛失等により第3次県応援金の支給決定通知書の写しを提出できない場合は、それに代わる書類として市長が認めるものを提出しなければならない。

(支給の決定及び支給)

第7条 市長は、支給申請があったときは、速やかに提出された申請書その他の書類の内容を審査の上、事業継続応援金の支給又は不支給を決定し、その旨を事業継続応援金支給決定通知書(様式第3号)又は事業継続応援金不支給決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業継続応援金の支給を決定したときは、申請者が指定した金融機関口座に振り込む方法により、当該申請者に対し事業継続応援金を支給するものとする。

(支給等に関する周知)

第8条 市長は、応援事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の応援事業の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から申請期間内に支給申請が行われなかった場合は、市長は、当該支給対象者が事業継続応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長は、第7条第1項の規定による支給の決定を行った後、申請書その他の書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該不備の補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により、当該支給決定を行った日の属する翌々月の末日までに事業継続応援金の支給ができなかったときは、当該支給の決定に係る支給申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第10条 市長は、事業継続応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者、支給額の算定に誤りがあり超過支給があることが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により事業継続応援金の支給を受けた者に対し、支給を行った事業継続応援金(超過支給の場合は、当該超過分に限る。)の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 事業継続応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。